

(別添1)

国地契第80号

平成17年10月7日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

### 一般競争入札方式の拡大について

今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、平成17年7月29日付けで入札談合再発防止対策検討委員会において「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、平成17年8月12日付け国官地第21号をもって通知されたところである。

一般競争入札については、従来から、「政府調達に関する協定」(平成7年12月8日条約第23号)の基準額以上の工事について実施してきたところであるが、同対策において、平成18年度中には一般競争入札方式を予定価格2億円以上の工事まで拡大することとされていることを踏まえ、その手続を下記のとおり定めたので、十分留意の上、速やかに実施されたい。

#### 記

#### 1 対象工事及び実施方針

- (1) 本手続は、平成17年度においては1件につき予定価格が3億円以上の工事に、平成18年度中には予定価格が2億円以上の工事に適用する(予定価格が7億3千万円以上の工事を除く。)
- (2) 1件につき予定価格が2億円未満の工事(平成17年度においては3億円未満の工事)についても、不良・不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、一般競争入札方式を積極的に試行するものとする。

#### 2 入札の公告

地方整備局長及び事務所長(以下「地方整備局長等」という。)は、1の対象工事を一般競争に付そうとする場合においては、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第74条に基づき、掲示及びホームページへの掲載により公告するものとする。なお、当該公告は、別添1の標準入札公告例によるものとする。

#### 3 競争参加資格

予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

当該地方整備局において、対象工事に係る工事種別について、工事請負業者選定事務処理要領(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)に基づく一般競争参加資格

の認定（当該工事種別に等級区分がある場合には、対象工事に対応する等級区分に係る認定）を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

対象工事と同種の工事の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）なお、当該施工実績が国土交通省（旧建設省を含む。において同じ。）が発注した工事のうち一定のものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が一定の点数未満のものを除くこと。

対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の経験をできるだけ詳細に明示すること。）なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち一定のものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が一定の点数未満のものを除くこと。

当該地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

施工計画が適正であること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）

地方整備局が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、一定期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が一定以上であること。

対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本若しくは人事面において関連がある」ことの具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係」及び「人的関係」の具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）

工事を確實かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が一定の区域内に所在すること。

その他地方整備局長等が必要と認める事項

（中略）

## 7 資料の内容

（1）資料の内容は、 から までとするものとし、資料の内容を入札説明書において明らかにするものとする。

なお、 の同種の工事の施工実績及び の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することができる

ものとし、 の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

施工実績

3(1) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績

配置予定の技術者

3(1) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等

施工計画

3(1) に掲げる資格があることを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見

(2) 地方整備局長等は、特に必要があると認めるときは、(1) から までに加えて、(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(中略)

附 則

1 この通知は、平成17年10月14日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

(以下略)

国地契第81号  
国官技第136号  
国営計第84号  
平成17年10月7日

各地方整備局総務部長 あて  
各地方整備局企画部長 あて  
各地方整備局営繕部長 あて

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長

### 一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について

一般競争入札方式の拡大については、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号。下記において「官房長通知」という。）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾のないよう措置されたい。

#### 記

##### 1 標準的日数について

手続の運用に当たっては、別紙1に示す標準的日数を参考とすること。

##### 2 競争参加資格における等級区分等について

- (1) 官房長通知記3(1)の「対象工事に対応する等級区分」については、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、対象等級区分を1つの等級区分に限定する必要がなければ、複数の等級区分を対象とすることができること。
- (2) 官房長通知記3(1)の「工事成績評定表」とは、旧地方建設局請負工事成績評定要領（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国官技第92号）第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国営計第87号、国官技第33号）第5第2項に規定するものをいうこと。
- (3) 官房長通知記3(1)及びの「国土交通省が発注した工事のうち一定のもの」とは、次に掲げる工事（平成8年4月1日以降に完成したものに限る。）をいうこと。  
大臣官房官庁営繕部所掌の工事  
地方整備局（旧地方建設局を含む。）所掌の工事（港湾空港関係を除く。）

- (4) 官房長通知記 3(1) 及び の「一定の点数」とは、65点とすること。
- (5) 官房長通知記 3(1) の「一定の区域内」については、十分な競争性が確保されるよう留意して定めること。
- (6) 官房長通知記 3(1) 、 及び に掲げる事項については、競争参加資格として掲げる必要のない工事については、掲げないことができること。
- (7) 官房長通知記 3(1) の「その他地方整備局長等が必要と認める事項」とは、例えば、当該工事に特に要する技術者など合理的な事項を競争性に十分留意して定めること。

### 3 競争参加資格の決定及び確認について

- (1) 地方整備局長等は、競争参加資格の決定及び確認を行うに当たり、技術審査会を活用すること。
- (2) 技術審査会の構成員は、原則として、次に掲げるところによること。
  - 地方整備局の本局の技術審査会にあつては、次に掲げる者
    - イ 技術開発調整官
    - ロ 契約管理官
    - ハ 当該工事を所掌する部の調査官等
    - ニ 契約課長
    - ホ 技術管理課長（建築事業に係る工事にあつては技術・評価課長）
    - ヘ 当該工事を所掌する課の長
    - ト 当該工事を担当する事務所の長
  - 事務所の技術審査会にあつては、次に掲げる者
    - イ 事務所長
    - ロ 副所長（事務）
    - ハ 担当副所長（技術）
    - ニ 契約事務管理官
    - ホ 工事施工管理官
    - ヘ 経理課長（経理課が置かれていない事務所にあつては総務課長）
    - ト 当該工事を所掌する課の長

### 4 入札説明書の交付について

見積りを行うために必要な図面及び仕様書は、少なくとも入札日の 12 日前に交付すること。ただし、数量算出根拠や施工のために必要となる図面については、追加して交付することができること。

### 5 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料について

- (1) 官房長通知記 6 の競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料並びに同記 9 の競争参加資格の確認の結果の書面の取扱いについては、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。
- (2) 官房長通知記 6(2)による提出期間の設定に当たっては、別紙 1 の標準的日数を参考の上、その提出に必要な日数を確保すること。
- (3) 官房長通知別添 2（標準入札説明書例）7(3)の「工事成績評定通知書」とは、次に掲げるものをいうこと。

旧「地方建設局請負工事成績評定要領」（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）の別記様式第2の工事成績評定通知書

旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）の別記様式第2の工事成績評定通知書

「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第32号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営計第88号、国官技第34号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

- (4) 評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、官房長通知別添2（標準入札明書例）記7(3)の規定により提出すべき工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付すること。
- (5) 官房長通知記7(2)の同記7(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類としては、当面、同記7(1)の同種の工事の施工実績として記載された工事に係る契約書の写しを求めること。ただし、この場合において、当該同種の工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要がないとの取扱いをすること。

## 6 競争参加資格がないと認めた理由の説明の要求があった場合等における入札の執行の延期

官房長通知記10(1)による説明要求があったときは、速やかに入札を延期することとし、予決令第74条に従い、掲示及びホームページへの掲載により、別紙2の入札公告の訂正の記載例に従い公告すること。

また、「談合情報対応マニュアル」（平成15年3月10日付け国地契第92号の別添2）第2の1(2)による入札の延期（「談合疑義事実処理マニュアル」（平成15年3月10日付け国地契第92号の別添3）第2において準用する場合を含む。）についても同様に行うこと。

## 7 技術者の配置について

官房長通知記17(3)の措置については、「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）5.2に基づき行うこと。

附 則

（適用期日）

- 1 この通知は、官房長通知の適用の日から適用する。  
（「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」の一部改正）
- 2 「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」（平成13年11月30日付け国地契第36号）の一部を次のように改正する。

本文中「一般競争入札対象工事」の次に「（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象工事に限る。）」を加える。

